

行政情報システム用パーソナルコンピュータ賃貸借  
及び保守等業務230式  
調達仕様書

平成31年4月

農林水産省動物検疫所

1	調達件名 .....	4
2	目的及び背景.....	4
3	調達範囲 .....	4
4	作業期間等 .....	4
	(1)PC 導入作業期間.....	4
	(2)PC 納品期限 .....	4
	(3)賃貸借期間.....	4
	(4)データ消去履行期限.....	4
	(5)スケジュール及び調達方式等.....	4
5	賃貸借数量 .....	4
6	業務実施要領の策定.....	4
7	賃貸借機器の仕様及び機能.....	5
	(1)ハードウェア.....	5
	(2)ソフトウェア等.....	7
8	ソフトウェアライセンス.....	7
9	保証等 .....	8
10	導入作業 .....	8
	(1)作業計画書及び作業実施者名簿の作成.....	8
	(2)初期 PC 及びリカバリメディアの作成.....	8
	(3)PC の設定作業 .....	9
	(4)PC 等の納品 .....	9
	(5)その他.....	10
11	運用及び保守等.....	10
12	賃貸借期間満了後の措置 .....	12
	(1)作業実施場所.....	12
	(2)作業計画書及び作業実施者名簿の作成.....	12
	(3)PC 等の回収 .....	12
	(4)データ消去 .....	12
	(5)返却.....	13
	(6)業務完了報告書の提出.....	13
13	納品物.....	14
	(1)納品物及び提出期限.....	14
	(2)納品方法.....	14
	(3)納品場所.....	15
14	責任の所在 .....	15
15	成果物の権利帰属.....	16

16	入札参加資格に関する事項.....	16
17	作業の実施に当たっての遵守事項.....	17
	(1)受注者に求める機密保持や資料の取扱い等の措置.....	17
	(2)その他文書、標準への準拠.....	17
	(3)管轄裁判所及び準拠法.....	17
	(4)個人情報の取扱い.....	18
18	その他.....	18

### 1 調達件名

行政情報システム用パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守等業務

### 2 目的及び背景

農林水産省動物検疫所では、各拠点において職員1人に対し、農林水産省行政情報システム(以下「LAN システム」という。)に接続される1台のパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)を整備しているところであり、その一部の機器について、賃貸借期間の終了等を迎えることから、その更新のため本仕様書に示す PC(ノート型)の賃貸借及び保守契約を行うものである。

### 3 調達範囲

本調達の対象となる拠点は、別紙1「配布拠点一覧」を想定している。

本調達においては、契約締結後、賃貸借期間が開始するまでの間のPC導入作業の一切、賃貸借期間中の運用・保守の一切、賃貸借期間満了後の措置の一切及びこれらに関する全てのドキュメントの納品を調達範囲とする。

### 4 作業期間等

#### (1) PC導入作業期間

契約締結日から平成31年9月30日まで

#### (2) PC納品期限

平成31年9月30日まで

#### (3) 賃貸借期間

平成31年10月1日から平成35年9月30日まで(48ヶ月間)

#### (4) データ消去履行期限

平成35年12月28日まで

#### (5) スケジュール及び調達方式等

調達案件名	調達方式	平成31年	平成32年	平成33年～平成34年	平成35年	平成36年
行政情報システム用 パーソナルコンピュータ 賃貸借及び保守等 業務	最低価格落札方式	6月予定 10/1			9/30	1/1 業務完了
		調達	PC導入 作業	PC運用・保守(賃貸借期間)		データ 消去

本調達に係るスケジュール、調達の方式及び調達時期等は次の図のとおり。

### 5 賃貸借数量

ノート型 230 式

### 6 業務実施要領の策定

受注者は、本業務におけるコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理及び情報セキュリティ対策（以下「業務管理等」という。）を記した「業務実施要領」を作成し、契約締結後 10 日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を含まない。）以内に農林水産省動物検疫所企画管理部調査課（以下「PJMO」という。）の承認を得ること。

また、本業務の実施期間中、業務実施要領に基づき業務管理等を行うこと。

## 7 賃貸借機器の仕様及び機能

PC の仕様及び機能については、次に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、これらのハードウェア及びソフトウェアが一体として運用できるものであり、かつ、LANシステムと接続し、起動後良好な運用ができる操作性の良い PC とすること。

また、(1)のア及びイのそれぞれについて、同一機種未使用品に限定するとともに、開発工程、製造工程等において、①から⑥の情報セキュリティ要件を満たすこと。

- ① 開発工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
- ② 利用マニュアル・ガイドンスが整備された製品であること。
- ③ 脆（ぜい）弱性検査等のテストの実施が確認できること。
- ④ 製造工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。
- ⑤ 製造者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。
- ⑥ 不正な変更が発見された場合に、当省と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

なお、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 30 年 2 月 9 日変更閣議決定）に対応していること。

### (1) ハードウェア

#### ア CPU

インテル R Core™ i5 プロセッサ（通常動作クロック数：1.6GHz）同等以上を搭載していること。

#### イ メモリ

4GB 以上（増設を含み、VRAM との共用部分を含む。）

#### ウ パネルサイズ

15.6 インチ以上であること。

#### エ 表示機能

LED バックライト付 TFT カラー液晶であり、1,366 × 768 ドット（1,677 万色）以上の表示能力を有すること。

#### オ キーボード

OADG 準拠又は JIS 標準配列であること。

#### カ インターフェース

USB1.1 及び USB2.0 以上が使用可能な USB コネクタを 4 個以上搭載していること。なお、このうち 2 個以上は USB3.0 が使用可能なコネクタであること。

#### キ 内蔵 HDD 装置

内蔵型ハードディスクドライブ(以下「HDD」という。)を搭載し、容量を 250GB 以上とすること。

なお、BIOS レベルでパスワードロックが可能なこと。

また、ディスク構成は、Cドライブ及びDドライブとし、各ドライブのディスク容量は、Cドライブを HDD のディスク容量の 1/2 とし、残りを Dドライブとすること。

#### ク 光学式ドライブ装置

内蔵型 DVD-ROM ドライブを搭載し、DVD-ROM 読込最大 8 倍速以上 CD-ROM 読込最大 24 倍速以上であり、読込のみの対応であること。

#### ケ 外部記憶装置

SD メモリカードスロットを搭載しないこと。なお、搭載している場合は、設定又は物理的に使用できない措置を講じること。

#### コ LANアダプタ

内蔵型 モジュラー ジャック (RJ-45) により接続可能であることとし、1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 及び TCP/IP に対応していること。

また、無線LANを搭載しないこと。

#### サ 盗難防止施錠

盗難防止用鍵取り付け穴を有し、市販の盗難防止施錠用具が使用できること。

#### シ 重量

本体重量は、3.0kg 以下 (AC アダプタ除く。) であること。

#### ス 消費電力・電源

電源は AC100V (50/60Hz) であり、バッテリーを内蔵し、バッテリー駆動時間が JEITA2.0 準拠で 1 時間以上あること。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号)に基づく省エネ基準達成率が AAA 又は AA であること。

なお、本仕様を満たす機器構成において本体の最大消費電力 (AC 電源使用時) が 90 W 以下であること。

#### セ 節電対策

節電対策に有効な省エネルギー機能を有していること。

#### ソ 関連規格

「国際エネルギースタープログラム」に適合している製品であること。

## (2) ソフトウェア等

ソフトウェアはライセンス契約を可とし、LANシステムに接続するに当たり必要なソフトウェア以外は原則として最新バージョンで設定すること。

ア 本体 OS は、Microsoft Windows10 Pro 64Bit(SAC)を搭載すること。

イ ブラウザは、Microsoft Internet Explorer、Microsoft Edge 及び GoogleChrome for Work を搭載すること。

なお、バージョンについては、PJMO の指示に従うこと。

ウ Microsoft Office を搭載すること。

なお、インストールに当たっては、当省が保有するライセンスを使用すること。

エ フォントに「IPAmj 明朝」を追加すること。

オ その他のアプリケーションソフトについて、以下のものを搭載する。

Adobe Reader

Adobe Flash Player

Adobe Connect Add-in

InfoCage FileShell クライアント

Microsoft Lync(Skype for business)

Microsoft Windows Media Player

Lhaplus(フリーウェア)

一太郎 Pro4

富士ゼロックス DocuWorks Viewer Light

犬等係留日数算出ツール

DVD 再生ソフト

カ 夜間帯にバッテリー充電を行い、昼間に自動的にバッテリー駆動に切り替える等、電力需要の最大時と電力利用時間帯をずらす設定(いわゆるピークシフト機能)に必要なソフトウェアを導入すること。

## 8 ソフトウェアライセンス

### (1) マイクロソフト社製品

Microsoft Open License for Government

ライセンス認証番号:99801747ZZG2003

ア Windows10 Pro

OEM ライセンス(プリインストール版)又は Microsoft Open License for Government で調達すること。

イ Microsoft Office Pro Plus

農林水産省本省が別途調達するライセンスを使用するため、受注者はライセンス調達を行わないこと。

(2) ジャストシステム社製品

一太郎 Pro4

動物検疫所が保有するライセンスをバージョンアップして使用することし、当省とジャストシステム社の間で締結している JL-Excellent 契約(E区分)にて調達すること。なお、インストールに当たっては動物検疫所が所有するインストールディスクを使用すること。

(3) DVD 再生ソフト

7(1)クの光学式ドライブで DVD が再生可能な DVD 再生ソフト(PowerDVD 等)のライセンスを調達すること。

9 保証等

納入するハードウェア及びソフトウェアについては、過去において出荷及び稼働実績を有しているものとし、その保証については以下の要件とする。

(1) 納入したハードウェアの無償保証期間は、賃貸借契約開始後から賃貸借契約終了までの45ヶ月間とする。

(2) ハードウェアに係る無償保証対象は、機器本体すべての部品及び付属品(ACアダプター及び電源コード)とする。

ただし、以下の場合については、有償による対応とするが、無償保証の提案があった場合はこの限りではない。

ア 職員の過失(水などの液体こぼれ、落下、水没、誤接続等)による破損、故障。

イ 天災、異物による破損、故障。

ウ バッテリーパック、乾電池の自然消耗。

エ キーボードの文字の擦れ。

(3) 故障内容により、機器本体を交換した場合についても、契約期間内は無償保証とすること。

10 導入作業

受注者は以下に従い PC の設定作業等を行い、対象拠点に納品すること。

(1) 作業計画書及び作業実施者名簿の作成

各組織毎に、本調達で実施する作業に係る「作業計画書」及び「作業実施者名簿」を作成し、契約締結後10日(行政機関の休日を含まない。)以内にPJMOの承認を得ること。

また、17の要件等を踏まえて本調達の全般に係る情報セキュリティ対策を記した「方針書」を作成し、PJMOの承認を得ること。

(2) 初期 PC 及びリカバリメディアの作成

ア 7の要件を満たす PC(以下「初期 PC」という。)を受注者が用意する施設において作成すること。なお、初期 PC の作成に必要な設定情報等については PJMO に確認すること。



イ HDD を7の(2)アからカのソフトウェア等を全てインストールし設定を終えた状態へ復元する「リカバリ用メディア」(CD-R 又は DVD-R)を作成し、リカバリに必要なライセンスを含めて賃貸借期間の開始までに3組納品すること。

また、リカバリ手順を記した「マニュアル」1部を各メディアに添付して納品すること。

### (3) PC の設定作業

初期 PC を基に、LAN システムに接続するための設定、必要なソフトウェアのインストール等の作業(以下「設定作業」という。)を実施することとし、詳細は以下のとおり。

#### ア 設定作業の実施場所

設定作業は、原則として農林水産省動物検疫所庁舎内で実施することとし、PJMO の指示に従い初期 PC を搬入すること。

また、PJMO から作業実施場所の説明を受け、作業スペースを踏まえた効率的な設定作業を実施できるように(1)の作業計画書を作成すること。

なお、動物検疫所庁舎内にて、施錠可能な1部屋を確保し、PC 全台を収納し、20 台程度を机に並べて作業することを想定している。

#### イ LAN システムへの接続

初期 PC をLANシステムに接続するに当たっては、契約締結後に提示する手順に従いドメイン参加等の設定を行うこと。

なお、ドメイン登録に必要な情報として、PJMO と協議の上、コンピュータ名、MAC アドレス、シリアル番号等を整理したものから随時提出することとし、これらを取りまとめた「一覧表」については賃貸借期間の開始までに提出すること。

#### ウ ソフトウェアのインストール等

LANシステムの共通機能を利用するための複数のソフトウェア等を当省が保有するライセンスを使用してそれぞれインストールし、設定作業を行うこと。

なお、対象となるソフトウェア等は、ウイルス対策ソフト、統合管理ソフト等であり、詳細については PJMO から提示する。なお、一部ソフトウェアについては、大容量ファイルのダウンロードを伴うため、当該作業時における PC の同時接続可能台数は5台程度とすること。

#### エ 作業資材等

設定作業に必要となる電源タップ、LANケーブル、スイッチングハブ等の資材については、受注者の負担で準備すること。

#### オ 設定作業後の不具合対応

ソフトウェアのインストールの不備等、設定作業を終えた PC に不具合があった場合には、受注者の負担において再度設定作業を行うこと。

### (4) PC 等の納品

賃貸借期間の開始までに各拠点に「設定作業が完了した PC」を納品することとし、詳細は以下のとおり。

ア 拠点建物内の具体的な配付場所については、契約締結後に PJMO から提示するので、運搬日時、配付手順等について十分に打合せを行い、拠点の業務に支障のないようにすること。

イ PC の運搬に当たっては、紛失、破損等の事故が起きないように十分に注意し、運搬に必要な資材等は受注者の負担で準備すること。

特に横浜本所から各拠点へ運搬する際は、車両等による輸送中のセキュリティ対策に万全を図ること。

ウ PC の詳細な操作方法、設定方法、トラブルシューティング等を記した「管理者用マニュアル」を納品すること。

また、取扱説明書、ユーザマニュアル等の「既存の添付資料」を納品すること。

なお、納品部数は本所に納品することとし、それ以外の資料の余分については受注者の責任で廃棄すること。

エ ラベルの貼付

賃貸借期間中の PC 等の管理のために(ア)及び(イ)のラベルを貼付すること。

なお、使用するラベルの色、貼付位置等の詳細は PJMO と協議の上で決定すること。

(ア) 本調達で納品された PC が賃貸借物件であることが明確に判別できるよう、所有者名、貸借期間等を記したラベルを PC に貼付すること。

(イ) 納品する PC 及び AC アダプタに、一連番号及びコンピュータ名等を記したラベルを貼付すること。

PC の配付間違いを防ぐため、PC を梱包した箱にコンピュータ名、PJMO から示された配付部署名等を記したラベルを貼付する等の事前準備を行うこと。

(5) その他

ア 導入作業に当たっては、マスター機を作成して展開する等、効率的な方法により作業を実施することとし、詳細について事前に PJMO と協議すること。

搬入時のエレベータ等への養生については、PJMO と打合せを行い必要に応じて対処すること。

イ 賃貸借期間終了後の PC 回収確認作業等の簡便化を講じた措置を行うこと。

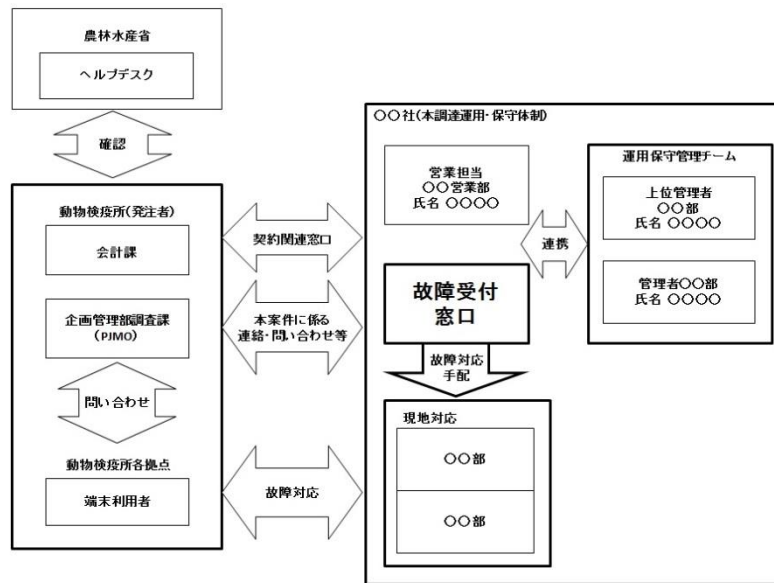
ウ 10 に規定する作業が全て終了した後 10 日(行政機関の休日を含まない。)以内に、作業終了日、作業内容等を記した「作業完了報告書」を PJMO へ提出すること。

## 11 運用及び保守等

受注者は、賃貸借期間を通して以下の対応を実施すること。

対応に当たっては、PJMO からの連絡・質問等の受付先、対応者、作業フロー等を記載した「体制図」を作成し、賃貸借期間の開始前までに PJMO へ提出し、承認を得ること。

なお、現在想定される体制図は次の図のとおり。



(1) PC のハードウェアを常に良好な状態に保つためにカスタマエンジニアを確保し、十分な保守対応を実施できる体制を整備すること。

(2) PJMO からの連絡・質問等の電話受付を実施すること。

(3) 納入した PC の障害連絡については、初期切り分け及び障害対応日の調整を受付当日中に行うこと。

また、障害対応を障害受付日を含め3開庁日（行政機関の休日を含まない。）以内に行うこと。ただし、PJMO と協議の上で、障害対応期日を定めたものについてはその限りではない。

なお、障害対応作業は原則として各拠点の庁舎建物内で実施することとし、庁舎建物内で作業ができない場合は、事前に PJMO と協議し、作業場所について承認を得ること。

(4) 原因の如何に関わらず、PC に障害が発生した場合又は障害の発生が疑われる場合は PJMO からの依頼に基づき、当該 PC の修理又は交換を行うこと。また、付属品についても同様に対応すること。

なお、修理又は交換に係る費用負担については、9に示す要件によるものとする。

(5) 納入したハードウェア及び7の(2)のソフトウェアの不具合が明らかとなり、修理、交換等の必要が生じた場合には、PJMO と協議の上で受注者の責任において不具合の解消のために必要な作業を実施すること。

また、メモリ、HDD 等、PC の構成部品の初期不良等による不具合が発生し、ハードウェア本体の交換、部品の交換を行う場合は、受注者の責任において設定作業、動作確認等を行うこと。

特に初期納入時の場合は、賃貸借開始期日までに再度良品を納入すること。

(6) PC の修理又は交換において HDD を交換する場合は、工場出荷時状態(OS がインストールされた状態。)の HDD に交換することとし、リカバリ作業は含まないものとする。

また、元の HDD については、(3)で規定した作業場所又は PJMO と事前に調整を行った作業場所において、ハードディスクに記録された情報が第三者によって読み取ることができないようハードディスク内のデータを消去する措置(NSA 方式相当以上のソフトウェア消去又は物理破壊)を実施すること。なお、データの消去が完了するまでの期間、HDD は適切に保管すること。

- (7) 賃貸借期間中、以下に示す毎月の保守状況を、当月分を翌月 15 日(行政機関の休日の場合は、その翌開庁日。)までに PJMO に書面で報告すること。なお、ウについて翌月提出が出来ない場合は、アにて対応状況を報告し、データ消去作業後2か月以内に提出すること。

ア PC の障害の発生・対応状況(障害の原因、修理状況等)

イ 納入したハードウェア及びソフトウェアに関する重要な情報(脆弱性、緊急サポート、リコール、サポート期限の到来等)

ウ (6)の作業を実施した場合のデータを消去した旨の報告書

- (8) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成 30 年3月 30 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。)  
「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき ODB 登録用シートの提出に関する作業内容」に基づき、政府情報システム管理データベース(ODB)に情報を登録又は更新するために必要な ODB 登録用シートを提出するとともに、PJMO の指示に基づき、ODB 格納データと毎年 10 月1日時点での現況との突合・確認作業を支援すること。

## 12 賃貸借期間満了後の措置

賃貸借期間満了後、平成 35 年 12 月 28 日までに受注者は PC のデータ消去をするとともに、データ消去証明書を PJMO に提出し、データ消去の確認を得た上で PC を引き取ることとし、詳細は以下のとおり。

### (1) 作業実施場所

データ消去作業は原則として農林水産省動物検疫所庁舎内で実施すること。ただし、動物検疫所内でのデータ消去が困難な場合には、PJMO と調整の上、作業実施場所を決定すること。

### (2) 作業計画書及び作業実施者名簿の作成

以下の(3)から(6)の作業に係る「作業計画書」及び「作業実施者名簿」を賃貸借期間満了前までに作成し、PJMO の承認を得ること。

### (3) PC 等の回収

機器を設置している各拠点の事務室等は、動物検疫所負担で動物検疫所本所に機器の送付を行う。受注者はデータ消去作業開始までに回収した機器、付属品等の数量、状態、残留媒体の有無の確認等を行うこと。また、作業実施場所が農林水産省動物検疫所庁舎内でない場合は、受注者の負担で PC 等を作業実施場所に移送すること。

### (4) データ消去

ア 受注者は、データ消去に係る PC の引取後、速やかに PC 内のデータ消去を行うこと。なお、消去方法は、ハードディスク内のデータを消去する措置（NSA 方式相当以上のソフトウェア消去又は物理破壊）とすること。また、全ての情報の復元が不可能な状態となる段階までデータ消去を行うこと。

イ HDD が正常に動作しない等、データ消去ソフトウェアの使用が困難な場合は、事前に PJMO と調整の上、データ消去装置の利用、磁気的な破壊などの方法を用いて、全ての情報の復元が不可能な状態となる段階まで行うこと。

ウ データ消去後に、データ消去の作業実施者以外の者がデータ消去の確認を行うこと。データ消去作業の終了後、速やかに「作業完了報告書」を作成し、HDD 単位に以下の項目を網羅した一覧表を添付した「データ消去証明書」とともに PJMO に提出すること。

(ア) コンピュータ名及びシリアル番号（内蔵されている HDD 固有のシリアル番号）

(イ) データ消去処理方法、作業日時、作業実施者、データ消去確認者

(ウ) HDD の物理的な破壊によりデータ消去した場合は、破壊した状態が分かるように作業前後の HDD を撮影した写真

エ 受注者はデータ消去作業の進捗状況を適切に管理し、PJMO から状況報告を求められた場合には、速やかに応じることができるようにすること。

オ データ消去の未実施又は未完了により情報が漏えいした場合には、該当する PC の回収先の PJMO に報告を行い、直接又は間接的に被る損害の全てについて責任を負い、賠償を行うこと。

カ (3)の PC 等の回収後に明らかとなった PC の部品故障及び破壊した HDD の交換費用等については受注者が負担することとし、本調達に含めてはならない。

#### (5) 返却

ア データ消去作業が終了した後 10 日（行政機関の休日を含まない。）以内に、PJMO と受注者で賃貸借機器のデータが消去されたことを確認し、両者が合意した上で返却を行うものとし、当所が返却した PC を受領した証として、「賃貸借物品受領書」を PJMO へ提出すること。

イ 返却した PC について、10 の(4)のエで貼付したラベルを剥がすこと。また、剥がしたラベルは裁断等の方法で確実に処分すること。

#### (6) 業務完了報告書の提出

上記(1)から(5)までの作業終了後 10 日（行政機関の休日を含まない。）以内に、「業務完了報告書」を作成し、PJMO へ提出すること。

### 13 納品物

#### (1) 納品物及び提出期限

	納品物名	記載項番	提出期限
1	6 業務実施要領の策定に係る納品物		
	「業務実施要領」	6	契約締結後 10 日
2	10 導入作業に係る納品物		
	(1)「作業計画書」及び「作業実施者名簿」	10(1)	契約締結後 10 日
	(2)情報セキュリティ対策を示した「方針書」	10(1)	契約締結後 10 日
	(3)「リカバリ用メディア」(ライセンスを含む)及び「マニュアル」	10(2)	平成 31 年9月 30 日
	(4)コンピュータ名、MAC アドレス、シリアル番号等を記載した「一覧表」	10(3)イ	平成 31 年9月 30 日
	(5)設定作業が完了した PC	10(4)	平成 31 年9月 30 日
	(6)「管理者用マニュアル」及び「既存の添付資料」	10(4)ウ	平成 31 年9月 30 日
	(7)導入作業に係る「作業完了報告書」	10(5)ウ	作業終了後 10 日
3	11 運用及び保守等に係る納品物		
	(1)運用・保守等を実施するための「体制図」	11	平成 31 年9月 30 日
	(2)毎月の「保守状況報告」	11(7)	毎月 15 日
	(3)ODB 登録用シート	11(8)	平成 31 年9月 30 日
4	12 賃貸借期間満了後の措置に係る納品物		
	(1)「作業計画書」及び「作業実施者名簿」	12(2)	平成 35 年 9 月 30 日
	(2)データ消去作業に係る「作業完了報告書」及び「データ消去証明書」	12(4)ウ	平成 35 年 12 月 31 日
	(3)賃貸借物品受領書	12(5)ア	作業終了後 10 日
	(4)本業務に係る「業務完了報告書」	12(6)	作業終了後 10 日

#### (2) 納品方法

ア 成果物は、全て日本語で作成すること。

イ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和 27 年4月4日内閣閣甲第 16 号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。

ウ 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格(JIS)の規定を参考にすること。

エ 成果物は(1)納品物及び提出期限の期日までにPJMOに電子メールで提出するとともに、受注者自らが作成する業務実施要領や作業計画書等については、原則として紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、紙媒体は1部、電磁的記録媒体は2部を納品す

ること。ただし、紙媒体による納品に適さない成果物については、PJMO と協議の上、その納品物に適した方法で納品すること。

- オ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番とするが、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用すること。
- カ 電磁的記録媒体による納品については、原則として Microsoft Office 形式で作成し、Office 形式で作成されていない既存の製品マニュアル等については PDF 形式のみの収録を可とする。なお、CD-R 又は DVD-R の媒体に格納して納品すること。
- キ 納品後農林水産省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ク 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、PJMO の承認を得ること。
- ケ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- コ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。
- サ 本業務の受注者は、成果物等について、納入期限までに PJMO に内容の説明を実施して検収を受けること。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について PJMO に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

### (3) 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引き渡しを行うこと。ただし、PJMO が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒235-0008

神奈川県横浜市磯子区原町 11-1

農林水産省動物検疫所企画管理部調査課

## 14 責任の所在

- (1) 受注者は、本調達について全ての納品物の検収が完了した日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が農林水産省の指示によって生じた場合を除き(ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。)、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。尚、修正方法等については事前に PJMO の

承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても PJMO の承認を受けること。

- (2) 前項の瑕疵担保期間経過後であっても、成果物等の瑕疵が受注事業者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本調達について全ての納品物の検収が完了した日を起算日として3年間はその責任を負うものとする。
- (3) 農林水産省は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。又、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

## 15 成果物の権利帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。
- (2) 農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により農林水産省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- (3) 本件成果物の所有権は、農林水産省から受注者に対価が完済されたとき受注者から農林水産省に移転するものとする。
- (4) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (5) 受注者は農林水産省に対し、一切の著作人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

## 16 入札参加資格に関する事項

### 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。



- (2) 公告日において平成31・32・33年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされ、競争参加資格を有するものであること。

#### 17 作業の実施に当たっての遵守事項

##### (1) 受注者に求める機密保持や資料の取扱い等の措置

- ア 本業務の遂行に当たっては、知り得た全ての事項について、委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- イ 本業務の遂行に当たっては、知り得た全ての事項について、第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ウ 本業務の実施に当たって、受領、作成及び出力した一切の情報について、PJMO の許可なく作業実施場所から持ち出してはならない。
- エ 受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合には、直ちに農林水産省に報告するとともに、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- オ 業務の履行中に受け取った情報は、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。また、業務終了後は返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、受注者は、遵守状況を PJMO に報告すること。また、必要に応じて PJMO 農林水産省による実地調査を受け入れること。

##### (2) その他文書、標準への準拠

- ア 「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(以下、「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。
- イ 「別紙2 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき作業を行うこと。
- ウ 本業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省行政管理局)」(以下、「実務手引書」)を参考とすること。
- なお、標準ガイドライン及び実務手引書が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

##### (3) 管轄裁判所及び準拠法

- ア 本業務に係る全ての契約に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。

イ 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

(4) 個人情報の取扱い

ア 本業務において、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いが必要な場合には、その取扱いに係る事項について PJMO と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。

- ・ 個人情報保護取扱責任者の所属・氏名等を記載した管理体制
- ・ 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)

イ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、PJMO の承認を得た上で実施すること。また、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。

ウ 個人情報を複製する際には、事前に PJMO の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去すること。

エ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏洩等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、PJMO に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

また、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。受注者(法人である場合にあっては、その役員並びにその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者)は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 53 条及び第 54 条により罰則の適用がある。

オ 個人情報の取扱いにおいて、適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

18 その他

- (1) LANシステムに接続することにより発生した欠陥については、PJMO と協議し、円滑な運用ができるよう対処すること。
- (2) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、PJMO と必要に応じ打合せを行うこと。

- (3) その他、疑義が生じた場合は、PJMO とそれぞれ協議し対応すること。
- (4) 本業務を直接担当する農林水産省 CIO 補佐官、農林水産省全体管理組織 (PMO) 支援スタッフ及び農林水産省セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

## 動物検疫所配布拠点一覧

別紙1

項番	支所名	課または出張所名	住所	台数	オンサイト 保守作業対象
1	横浜本所	-	〒235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町11-1	121	○
2		新潟出張所	〒950-0001 新潟県新潟市東区松浜町3710 新潟空港ターミナルビル	3	○
3		清水出張所 清水港事務所	〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎	3	○
4		清水出張所 静岡空港事務所	〒421-0411 静岡県牧之原市坂口3336-4 富士山静岡空港旅客ターミナルビル内	2	○
5		海外病検査課	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-2 中部検査・診断センター内	5	○
6	羽田空港支所	庶務課・検疫課	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟	48	○
7		東京出張所	〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎	16	○
8		千葉分室	〒273-0016 千葉県船橋市潮見町32-5 船橋港湾合同庁舎	2	○
9	中部空港支所	検疫課	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟	30	○

## 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

## I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

## II 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供

- 1 受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。

- (1) ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等
- (2) プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等
- (3) IPA が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書
- (4) MS 認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績

## III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講じること。また、以下の措置を講じることを証明する資料を提出すること。

- (1) 本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。
  - (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
  - (3) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)
  - (4) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。
  - (5) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
  - (6) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
  - (7) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 25 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
  - (8) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
  - (9) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の收拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
  - (10) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
- 2 受託者は、私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。
  - 3 受託者は、成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。
  - 4 受託者は、本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い、本業務上不要

となったとき若しくは本業務の終了までに返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

#### IV 情報システムの各工程における情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスを監視する機能

(イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能

(ウ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能

(エ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能

(オ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能

(2) 開発する情報システムに関連する脆(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

ア 既知の脆(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。

イ 開発時に情報システムに脆(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。

ウ セキュリティ侵害につながる脆(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。

エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

2 受託者は、本業務において情報システムの設計・開発を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

(2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムと分離して実施すること。

イ 試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。

ウ 試験の実施記録を作成し保存すること。

- (3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
- ア ソースコードが不正に変更されることを防止するため、ソースコードの変更管理、アクセス制御及びバックアップの取得について適切に管理すること。
  - イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針に従うこと。
  - ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、情報システムの設計及びソースコードを精査する範囲及び方法を定め実施すること。
  - エ オフショア開発を実施する場合、試験データとして実データを使用しないこと。
- 3 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。
- 4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。
- (1) 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
  - (2) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
  - (3) 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
  - (4) 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
  - (5) 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
  - (6) 政府情報システム管理データベース(以下「ODB」という。)の登録対象となる情報システムについては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成 30 年3月 30 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の別紙3に基づくODBに情報を登録又は更新するために必要な事項を記載したODB登録用シートの提出
  - (7) 情報システムの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポート継続中のバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるための情報システムの改修等
- 5 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。
- (1) 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
  - (2) 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
  - (3) 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立
- 6 受託者は、本業務において情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。
- (1) 監視するイベントの種類
  - (2) 監視体制



- (3) 監視状況の報告手順
- (4) 情報セキュリティインシデントの可能性のある事象を認知した場合の報告手順
- (5) 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)
- 7 受託者は、本業務において運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(ぜい)弱性の対策を行うこと。
- 8 受託者は、本業務において本業務の調達範囲外の情報システムを基盤とした情報システムを運用する場合は、運用管理する府省庁等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- 9 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。
- 10 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
  - (1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
  - (2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

#### V クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、クラウドサービスを活用する場合には、以下の措置を講じること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Ⅷの措置を講じること。

- 1 ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。
- 2 クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。
  - (1) ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
  - (2) セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC 報告書(Service Organization Control Report))
  - (3) 情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書(クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付された CS 言明書等)
- 3 クラウドサービスにおいて個人情報又は農林水産省における要機密情報が取り扱われる場合には、当該クラウドサービスのデータセンター(バックアップセンターを含む。)は国内に限ること。
- 4 クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前(サービス廃止等の1年

以上前が望ましい。)に担当部署へ通知すること。

- 5 クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された農林水産省のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
- 6 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。
- 7 インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。
- 8 クラウドサービスに係る業務の一部がクラウドサービス事業者以外の事業者へ外部委託されている場合は、当該クラウドサービス事業者以外の事業者にⅧの措置を講ずること。
- 9 クラウドサービスにおける脆(ぜい)弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。
- 10 クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標(RPO)等の指標を提示すること。

なお、農林水産省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。

- 11 クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。
- 12 クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。
- 13 本業務において、農林水産省に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- 14 農林水産省に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、農林水産省において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。

## VI 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講じること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。

- 4 利用マニュアル・ガイドンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆(ぜい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
  - (1) 調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験の実施手順及び結果)
  - (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

## VII 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

## VIII 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2及びⅢの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に關する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

IX 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅴの1、Ⅴの2、Ⅵの1及びⅥの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあつては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従つて提出し、総合評価落札方式にあつては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

X 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ及びⅧに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。